

# LPガス販売指針(取引適正化に向けて) 及び需要開発推進運動について

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会  
LPガス部会青年委員会

平成27年9月7日



一般社団法人 全国LPガス協会

# 需要開発推進運動について

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会  
LPガス部会青年委員会

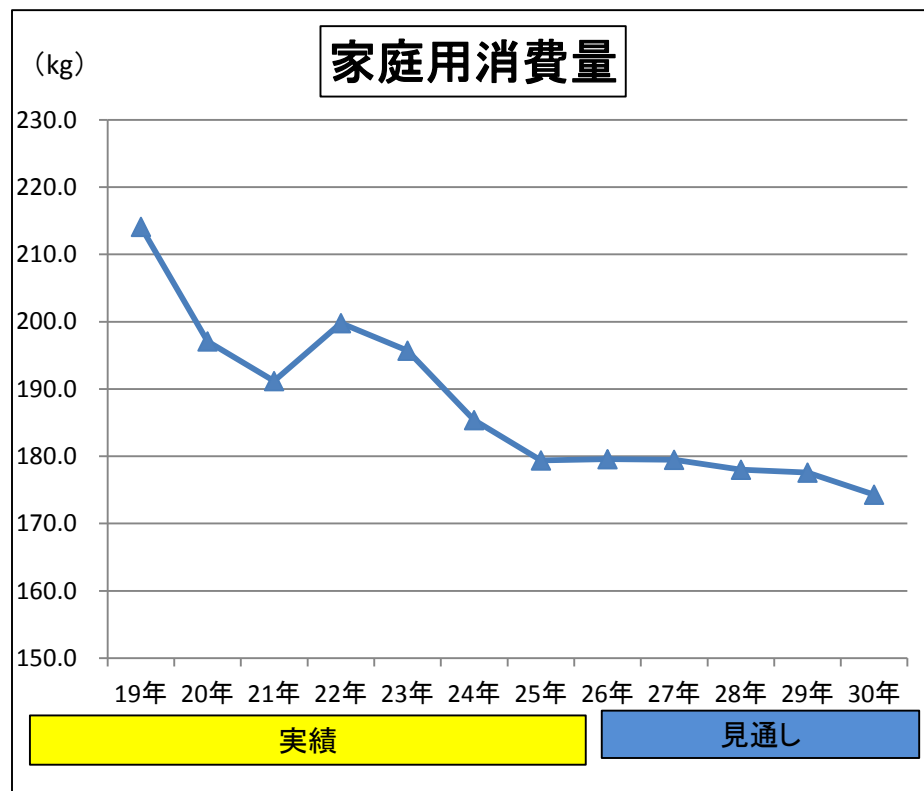
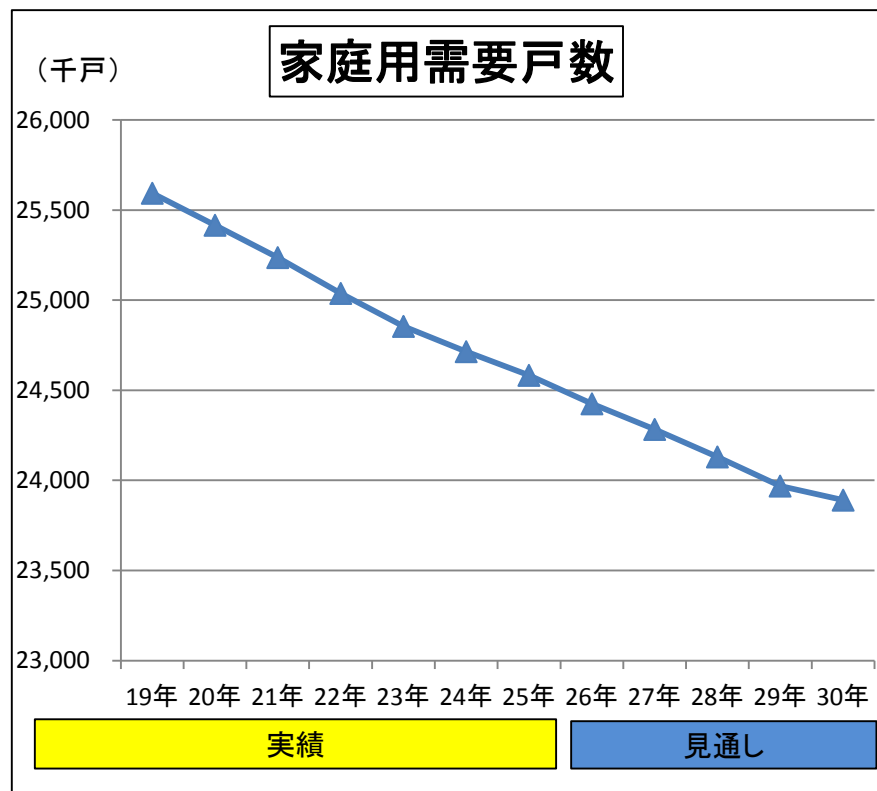
平成27年9月7日



一般社団法人 全国LPガス協会

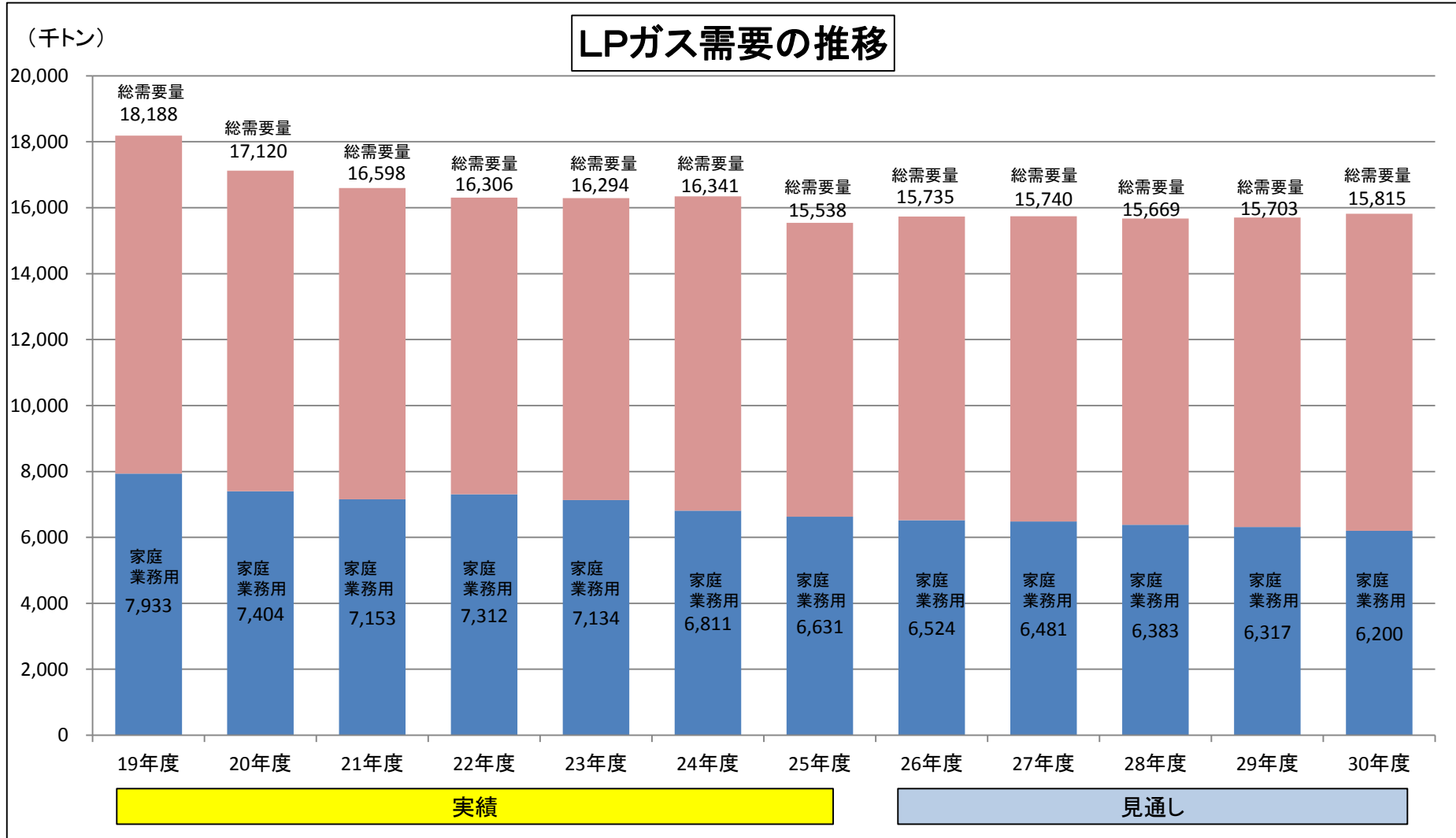
# データで見るLPガスの現状(1)

出典: 経済産業省 石油製品需給想定検討会資料より



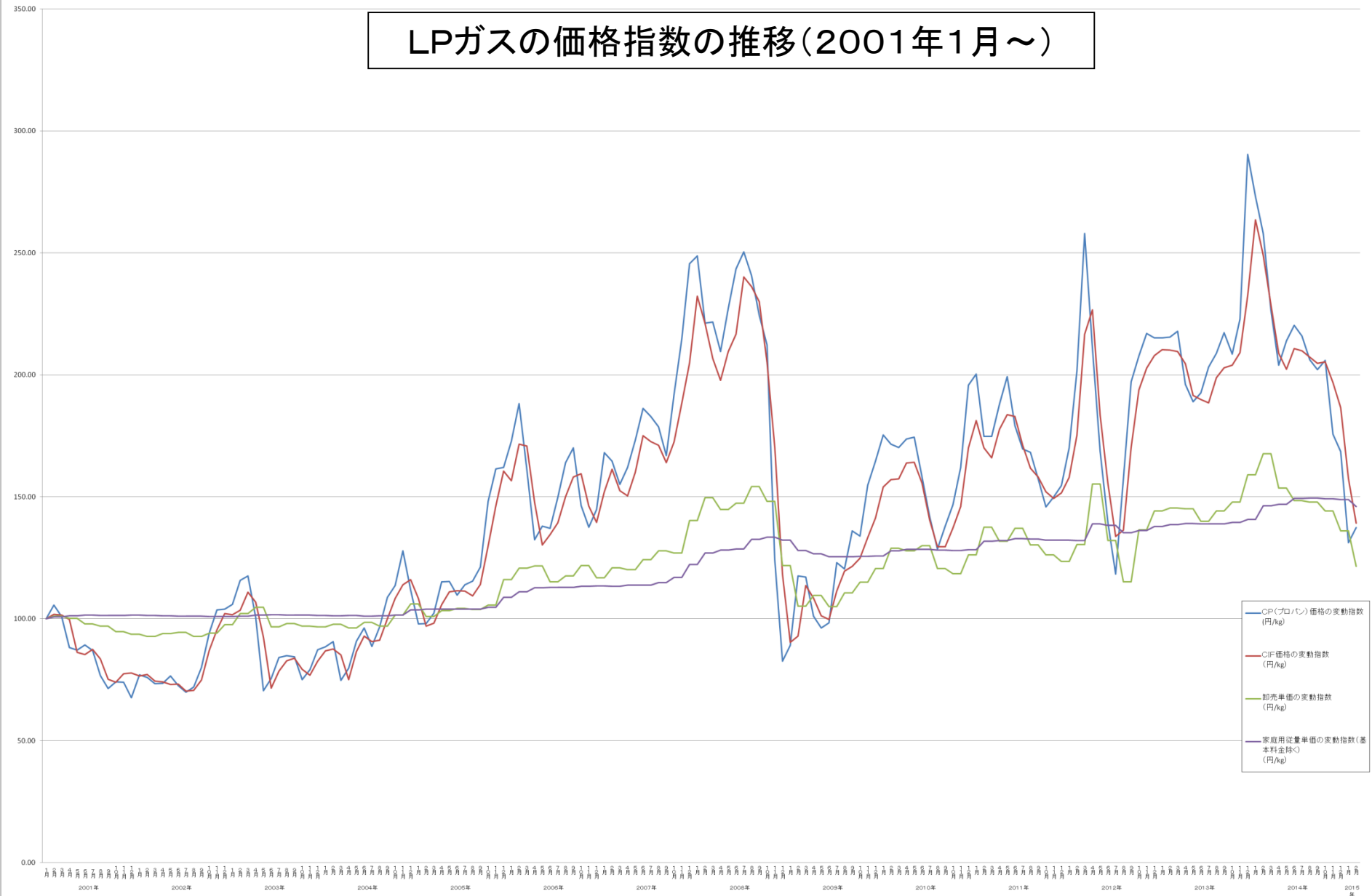
# データで見るLPガスの現状(2)

出典: 経済産業省 石油製品需給想定検討会資料より



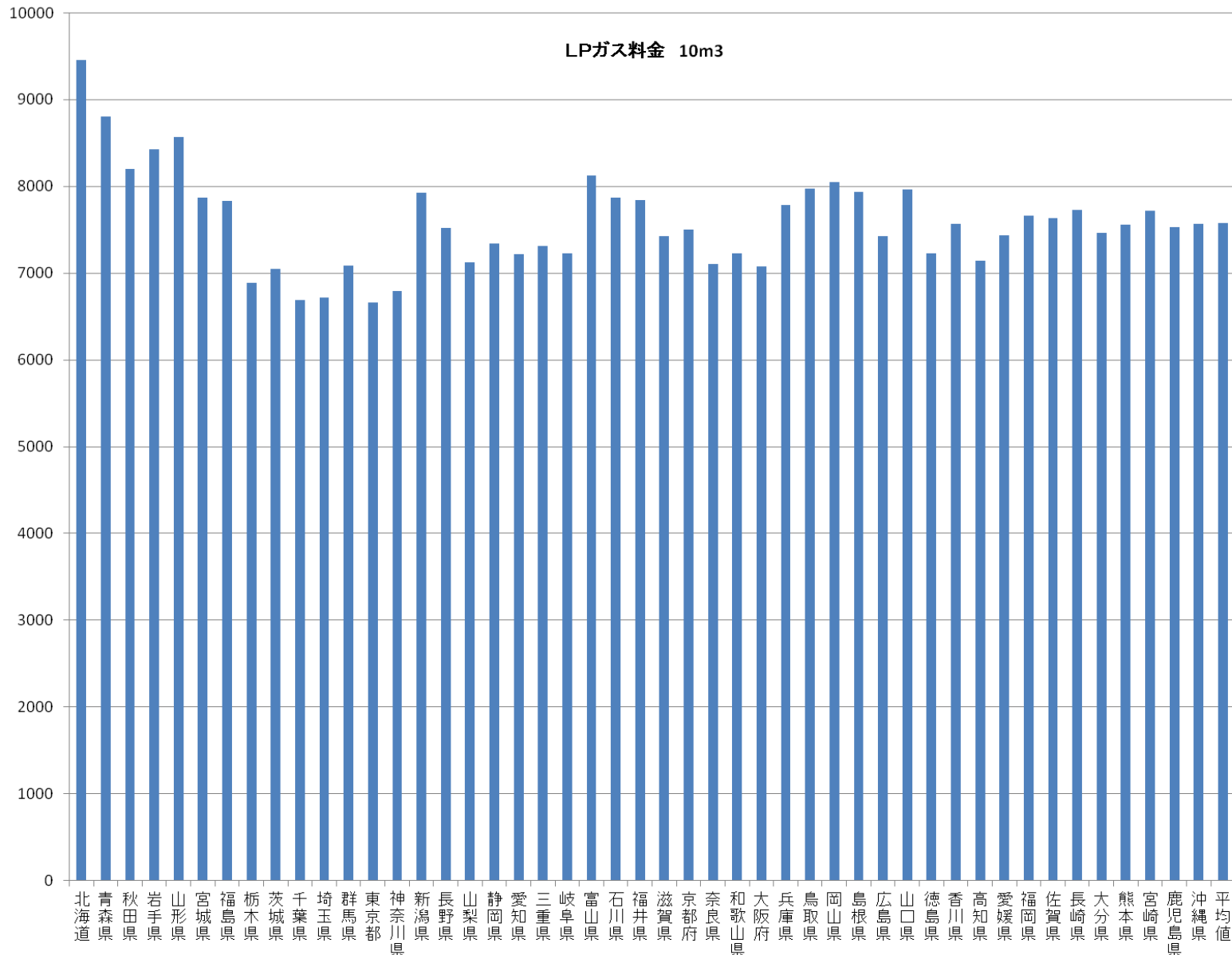
# データで見るLPガスの現状(3)

LPガスの価格指数の推移(2001年1月～)

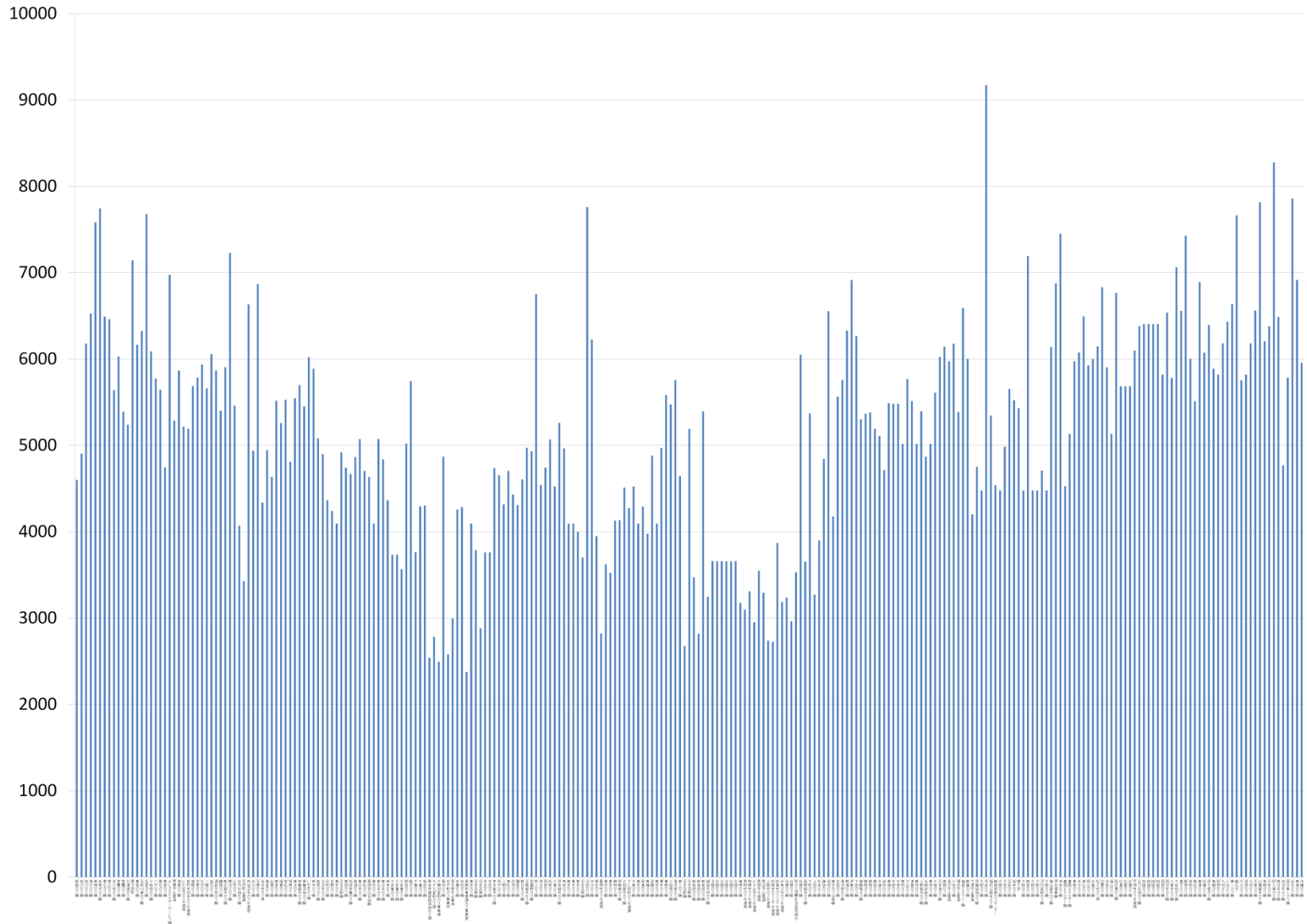


# データで見るLPガスの現状(4)

## LPガスと都市ガスの料金比較



# 都市ガス料金 (LPガス10m3熱量相当)



# 1. 需要開発推進運動の背景

人口減少・省エネ推進



エネルギー間競争



同業者間競争



何もしなければ需要減・顧客減



全L協  
需要開発推進運動



# 全L協の需要開発推進運動

平成25年4月からスタートした「需要開発推進運動」は、全国のLPガス販売事業者、都道府県LPガス協会、当協会が一体となって3ヵ年計画で推進しているが、本年度で最終年度を迎えます。「**より多くのお客さまに、より多くのLPガスをお届けする**」。

この目標を実現するために掲げた以下の「三本の矢」を推進することにより、更なるLPガスの販売拡大を図ります。

## 【1】『進化するLPガス』 –LPガス高効率機器の販売強化–

エネファーム・エコウィルとともに、エコジョーズ・ハイブリット給湯器等の給湯分野の拡販を各メーカーと協力し、セミナーを開催するなど更なる推進を図る。

## 【2】『究極のライフライン LPガス』 –避難拠点等へのLPガス機器の導入促進–

都道府県協会は「公共施設にLPガス機器の常設・常用を！」をテーマに災害用バルク(LPガス容器含む)及びGHP等のLPガス機器・LPガス自動車について、各種補助金の利用と併せて地方自治体、病院、福祉施設等に対し提案する。

## 【3】『人を育むLPガス』 –子供達への火育・食育の推進–

近年、学校教育の一環として食の大切さを伝える教育が重要であると考えられている。

また、火と炎を身近なものとするライフスタイルを復活させる事が重要であることからLPガス業界としても次世代教育の一環として、「火育」「食育」について、教育機関等への出前教室等の機会を得ながら子供達への啓発活動を積極的に推進する。

# 近い将来の顧客を取り巻く環境

## 環境

・情報社会の進展

・少子高齢化

・省エネ志向

・エネルギーの小売自由化

・異業種からの新規参入



## 既存顧客

・他社へ乗り換え  
・他社から機器購入

・顧客の消滅・減少

・ガス使用量の減少

・他エネルギーへの乗り換え

・他社への乗り換え

○環境変化によるガス離れが予想される為、早急にお客様との関係強化が必要。

## 需要開発推進を進める機器

省エネ(高効率機器)

高機能

安全

快適

お客様に使って喜んでいただける商品



エネファーム

エコウィル

ハイブリット給湯器

エコジョーズ

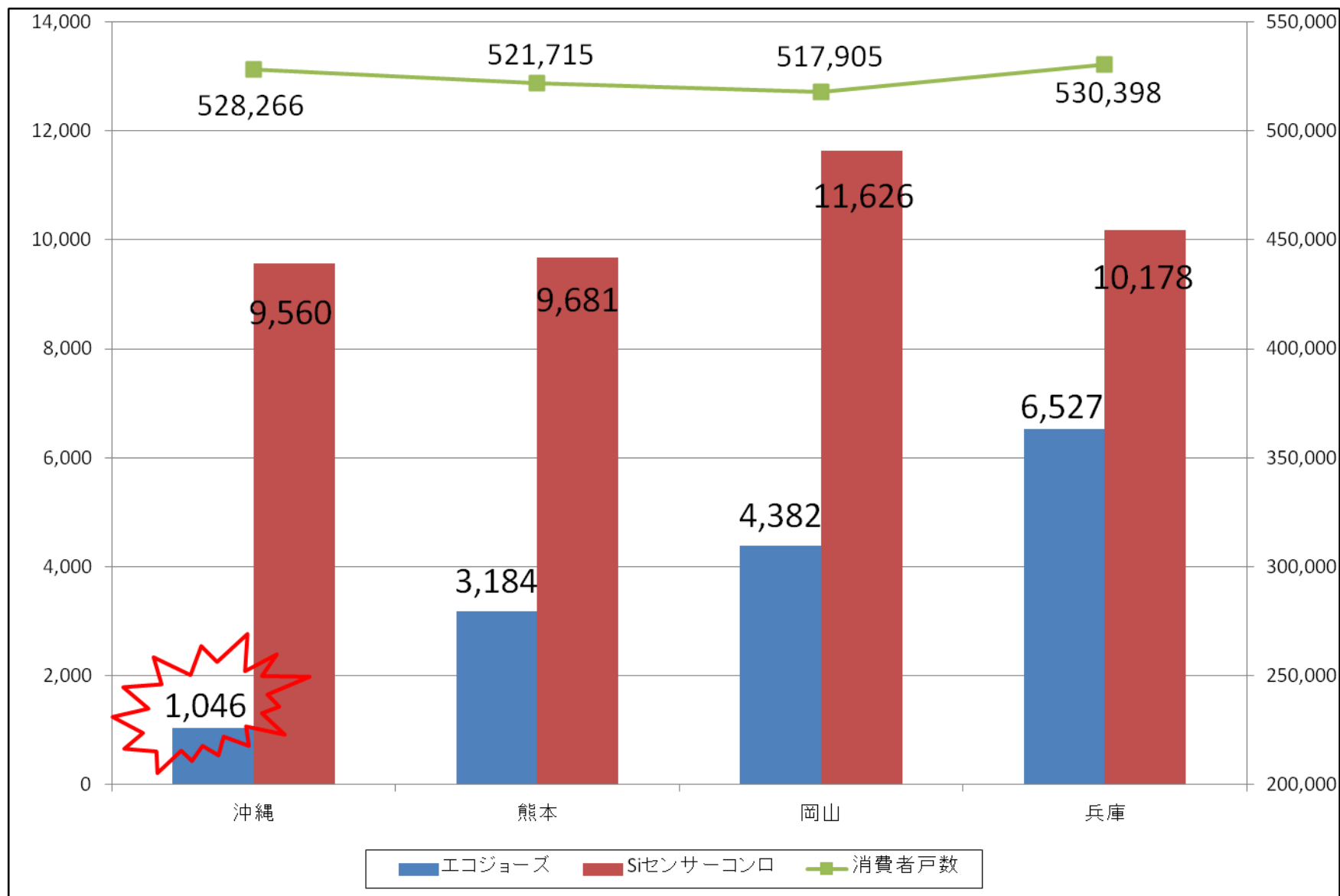
GHP

SIセンサーコンロ

○他エネルギー業者、他販売業者から**転換攻勢を受ける前に**、様々な最新ガス機器の良さをお客様に知っていただき、使っていただくことが必要。

# 平成26年度需要開発推進運動調査報告(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

## 販売台数(エコジョーズ・Siセンサーコンロ)



## 2.顧客の掘り起こし（機器販売を通じて）

### （1）関係強化のターゲット先

#### 戸建(持家)の顧客

オール電化にしたが不便を感じている顧客

都市ガスで古いガス器具を使用している顧客

コンロしかガスを使用していない顧客

快適商品を求めている顧客

古いガス機器を永年使用している顧客

ガス機器を多数使用している大口顧客

家族構成の変化等でガス消費が増えた顧客

新規顧客の獲得

単位消費量UP

競合エネルギーからの顧客防衛

○お客様のニーズにあった商品を提案することが需要開発につながる。

○既存顧客へは機器販売の利益より、まずはガス取引継続を優先に考えるべき時。

## (2)ガスならではの快適性等の付加価値提案

エコジョーズやSiセンサーコンロと併せて、お客さまに快適な暮らしを提供できる機器として最近注目されているのが、「**ガス衣類乾燥機**」です。

こんなお客様におすすめです！

### 忙しい共働きのご家庭に

共働きだと家事に使える時間はわずか。しかも、お洗濯は夫婦がふたりともお風呂から出た後。乾燥機は時間がかかるから夜中の動作音も心配・・・

### たくさんの家事で忙しい奥さまに

お子様がいるとどうしても洗濯物の量が多くなります。部活や外遊びで、泥汚れのものがあると、わざわざ分けて洗わないといけません。時間とコストが気になります・・・

### 花粉や大気汚染、塩害が気になる方に

花粉や大気汚染が気になって、外干しができません。かといってシーツや毛布は部屋干しできないし・・・

### デリケートな敏感肌の方に

繊維によって、肌にチクチク刺激になったりします。高いタオルを買う必要があるのかな・・・

### 洗濯物のニオイ・雑菌が気になる方に

部屋干しすると、気になるあのニオイ。小さな赤ちゃんもいるから、雑菌が繁殖していないか、とっても心配です・・・

家事はスピード重視の、  
共働きのご家庭に



出社前・帰宅後の洗濯も、  
すばやく可能に！

花粉や大気汚染、  
塩害などで外干しが  
気になる方に



外に干さなくても、  
カラッと乾くから安心！

### (3)お客さま(消費者)へのアプローチポイント

#### Point 1

**高効率・高機能タイプへグレードアップ！**

#### Point 2

**プラスαの快適ガス機器を導入！**

#### Point 3

**ガス代金といっしょに月々支払い！  
リース制度を活用し、高額商品を含め快適商品の提供を！！**

# 国の政策によるLPガスの位置付け I

## (経済産業省)

### 1. エネルギー基本計画(26年4月)

#### ◎基本的な方針

##### (1) LPガスの位置付け

- ・分散型のクリーンなガス体のエネルギー源

##### (2) 政策の方向性

- ・災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」
- ・LPガスの料金透明化のため国の小売価格調査・情報提供や事業者の供給構造の改善を通じコストを抑制
- ・LPガス自動車など運輸部門においてさらに役割を果たす

#### ◎供給網の強靱化

- ・中核充填所の設備強化
- ・需要サイドの強靱化・・・自治体庁舎、拠点病院、学校、避難所等にLPガスの備蓄



# 国の政策によるLPガスの位置付け Ⅱ

## (経済産業省)

### 2. 石油・天然ガス小委員会 中間報告(26年7月)

◎エネルギー基本計画で示されたエネルギー政策の具体化

#### (1) 海外からの調達等

- ・調達リスクの低減と価格の低減・・・北米シェール随伴LPガス
- ・LPガス備蓄・・・国備「40日分」の充実、民備「50日分」

#### (2) 災害時の供給体制(強靱化)

- ・「災害時石油ガス連携計画」実効性の確保・・・**中核充填所(全国344か所)**
- ・**県協会と自治体との災害協定の充実と国土強靱化地域計画への位置付け**
- ・自治体や拠点病院、避難所施設へのLPガス災害対応型バルク等の導入

#### (3) 事業基盤の再構築

- ・供給網の活用・・・自治体との連携(例、高齢者みまもりサービス等)
- ・流通合理化・・・充填所の集約・配送の合理化
- ・価格の透明化の促進・・・小売価格や標準価格のHPへの公表など

**「LPガス販売指針」の再徹底**

# 国の政策によるLPガスの位置付け Ⅲ

(内閣府)

## 国土強靱化政策大綱

(25年12月)

- ・避難所等にLPガスを常時備蓄として設置し、他のエネルギー供給の途絶に備える
- ・地域主導による防災拠点、地域への自立分散型エネルギー等の導入を支援する
- ・地域の重要拠点に対し、電力逼迫時に、エネルギーを確保し、地域住民の安全・安心を確保するため、再生可能エネルギーやガスコージェネ、省エネ設備等の導入を進める

## 国土強靱化基本計画

(26年3月)

- ・各家庭や公共施設、学校等における自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保
- ・自立分散型エネルギーの導入・促進

### 検討例示

- ①災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等
- ②エネルギー供給の長期途絶に備え、自立分散型エネルギー(ガスコージェネ)の整備

# 国の政策によるLPガスの位置付け IV

## (文部科学省)

### 災害に強い学校施設の在り方報告書(26年3月)

目的:津波対策と避難所となる学校施設の在り方について検討とりまとめ

#### ◎電力・ガスの供給停止に備え

- ・燃料が劣化せず備蓄しやすいという特長があるLPガス式やカセットボンベ式の発電機を確保することも有効
- ・また発電機を整備する場合は、平時の利用やランニングコストも踏まえて検討
  
- ・避難所となる学校施設においては、暖かい飲食物や乳幼児の粉ミルク等の提供のために、ガスによる熱源を確保することも重要
- ・都市ガスの供給地域においては、ふだん使用しているガスコンロをLPガスでも利用できるようにする変換器や、LPガス設備を整備しておくことが望ましい
- ・また、ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びカセットボンベを備蓄しておくことが重要

# 電力・都市ガスの自由化（改革のポイント1）

## ◎全体

	電力事業	都市ガス事業
改革の目的	安定供給の確保、 <b>料金の最大限の抑制</b> <b>需要家の選択肢の拡大</b> 、事業者の事業機会の拡大	
事業の分離 （類型）	発電事業（届出制） 送配電事業（許可制） 小売電気事業（登録制）	LNG基地事業（ガス製造業）（届出制） ガス導管事業（許可制） ガス小売事業（登録制）
	送配電部門の法的分離 （2020年を目途）	大手3社のみ ガス導管事業の法的分離 他社は会計分離（従来どおり）
供給区域	（地域独占を）撤廃	
小売料金規制	原則、撤廃 ただし、経過措置として小売料金規制を継続	

# 電力・都市ガスの自由化（改革のポイント2-1）

## ◎小売部門

	電力事業	都市ガス事業
自由化時期	2016年4月目途 （平成28年）	2017年4月目途 （平成29年）
小売事業	登録制	
料金規制	原則、撤廃 ただし、経過措置として小売料金規制を継続	
需要家保護規制	契約条件の説明義務、 書面交付義務（勧誘時、契約時の2回）、 苦情処理義務 ※代理店にも同様の規制	
	最終保障サービス	

# 電力・都市ガスの自由化(改革のポイント2-2)

	電力事業	都市ガス事業												
その他	/	<p>(1) 簡易ガス事業は「ガス小売事業」として存続</p> <p>(2) 保安規制 需要家</p> <table border="1" data-bbox="1132 592 1845 841"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急保安</th> <th>内管 漏えい検査</th> <th>消費機器 調査・周知</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施</td> <td>ガス導管 事業者</td> <td>ガス導管 事業者</td> <td>ガス小売 事業者</td> </tr> <tr> <td>責任</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 大口需要家の場合、自ら又は所要の要件・保安体制を構築している他社への委託が可</p> <p>(3) <b>ガス事業法とLP法の保安規制の整合性</b></p> <p>〈1〉周知業務(現行ガス事業法:3年に1回以上)→ 4年に1回以上</p> <p>〈2〉消費機器の調査(現行ガス事業法:40ヶ月に1回以上)→ 4年に1回</p> <p>〈3〉不在処理(現行ガス事業法:3回以上訪問)→ 液石法にも同様規定を設置</p>		緊急保安	内管 漏えい検査	消費機器 調査・周知	実施	ガス導管 事業者	ガス導管 事業者	ガス小売 事業者	責任	同上	同上	同上
	緊急保安	内管 漏えい検査	消費機器 調査・周知											
実施	ガス導管 事業者	ガス導管 事業者	ガス小売 事業者											
責任	同上	同上	同上											

# LPG・都市ガス・電力 市場規模

	事業者数	消費者数	市場規模(推計)
LPG	20,600社	2,500万世帯 (家庭・業務用)	(全体 4.0兆円) 家庭・業務用 2.6兆円
都市ガス	207社	2,600万世帯 (家庭用・小口業務用)	(全体 4.0兆円) 家庭・小口業務用 2.4兆円
電力	10社	8,400万件 (家庭・小口業務用)	(全体 20.0兆円) 家庭用・小口業務用 7.5兆円
携帯電話	3社	14,500万件 (契約数)	全体 11.0兆円

参

# 全国LPガス協会の対応

## 1. 都市ガス自由化対策等検討会の設置（委員長：遠藤副会長）

### 【基本方針】

#### ① 保安業務への参入

- ・都市ガスの小売事業者が担う消費者保安を受託可能な制度を要望
- ・都市ガス用ガス機器の販売、設置工事やガス配管工事等が自由に出来る制度を要望

#### ② 小売事業に参入

- ・都市ガスの小売事業に参入し易い制度を要望

#### ③ 公益特権等のイコールフットイング

- ・道路法他の公益特権ならびに税軽減措置に関する整合性の確保
- ・ガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の整合性の確保

#### ④ 料金透明化及び取引適正化

- ・LPガス販売指針の徹底指導



いわゆる公益特権等に係る要望項目

	現行関係法令	項目
公益特権等	ガス事業法	公共用土地の使用
		土地の立ち入り
		植物の伐採
	道路法	水道、電気、ガス事業等のための道路占有の特例
	道路交通法	緊急自動車の指定
	共同溝整備法	道路管理者が設ける共同溝の利用
	国有財産特別措置法	国の普通財産の譲受代金を延納できる特約期間の特例通常5年間から10年
	土地収用法	土地の収用
	国有財産法	国の行政財産(土地)にガス導管等を敷設する場合の地上権の設定
	地方自治法	地方公共団体の行政財産(土地)にガス導管等を敷設する場合地上権の設定
	農地法	ガス導管等の設置について農業委員会の許可が不要
	都市計画法	都市計画区域でのガス設備の設置に係る開発行為は許可不要
		都市施設にガス供給施設を定めることができる
		40ヘクタール以上の開発業者はガス事業者と事前協議が必要
		都に関する特例(都市計画へガス供給施設を定める)
	都市緑地法	ガス設備に係る区画変更届出が不要
		緑地保全地域におけるガス工作物の設置は届出不要 緑地保全地区内のガス設備の設置は知事の許可が不要
	都市公園法	都市公園の占用の特例
	土地区画整理法	特別の宅地に対する計画の特例
	建築設備基準計画	公共施設建築に関する基準としてのガスの使用を記載
	建築基準法	住宅地域(3.5t)・商業地域(7t)等の用途地域ごとの貯蔵量制限の撤廃(高圧ガス保安法)
	風致地区内政令	風致地区内におけるガス工作物の設置及び管理に関する行為は、知事の許可が不要
	農業振興地域整備法	特例農業地区内におけるガス工作物の設置又は管理について知事の許可が不要
	大気汚染防止法	適用除外
	騒音規制法	適用除外
	振動規制法	適用除外
	石災法	適用除外
	地すべり等防止法	適用除外
	流通業務市街地法	流通業務市街地内のガス施設建設について特例
	電波法	電波利用料の徴収等の委託が可能 電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁
	分野調整法	中小企業の事業機会の確保のための分野調整の適用除外
優遇税制	法人税法	工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入が可能
	石油ガス税	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスには石油ガス税が課税 (天然ガスは非課税)
	地方税法	ガス事業に係る固定資産税の軽減
		天然ガススタンドに係る固定資産税の軽減
	法人税法	天然ガス自動車に係る法人税の税額控除または特別償却
	自動車取得税	天然ガス自動車は自動車取得税の軽減
	自動車重量税法	天然ガス自動車は自動車重量税免除
自動車税	天然ガス自動車の自動車税免除	
保安	ガス事業法	消費機器の定期調査は3回訪問し不在・拒否の場合調査打切りが可能 →液石法は調査打切りはなく、調査完了まで半永久的に訪問又は保安閉栓が必要
		消費機器に関する周知の頻度は3年に1回以上⇒液石法は2年に1回以上
		緊急時対応は各社の保安規程による⇒液石法は30分以内に到着することが義務 一般ガス事業の保安規程は届出⇒液石法の保安業務規程は認可 自社の社内基準等により設備工事者の指定・認定 →液石法は国家資格の液化石油ガス設備士免状取得者がお客様から選択されれば全国共通に工事ができる。
ガス事業法(その他)	一般ガス事業と液化石油ガス販売業の保安10項目について整合性の見直し	
高圧ガス保安法	天然ガス自動車の容器再検査は圧力試験不要(装置したまま目視・漏えいのみ規定) →液化石油ガス自動車の容器再検査は圧力試験が必要(取り外し必要)	
その他	石油備蓄法	中東依存度が約3割であるなど供給源の多角化が進んでいること等から天然ガスは民間備蓄の義務なし⇒中東依存度が約8割と高いこと等から液化石油ガスは民間備蓄の義務あり

# LPガス業界の対応策

電力・都市ガスの自由化によるLPガス業界への影響予測

- 再生可能エネルギー等による発電事業への参入・家庭向け電力のセット販売や都市ガス分野への参入が可能となる
- 全体的な影響については現時点では不明瞭ではあるが、例えば都市ガス小売事業に新規参入する者から保安業務や設備工事の受託が可能となる
- 家庭用エネルギー需要については、オール電化の拡大や都市ガス供給エリアの拡大等により、今後、需要家の争奪戦が激化することが予想される
- そうした中でLPガス業界としては、ガス外事業の多様化・パッケージ化に取り組み、地域の暮らしを支える**総合生活インフラ産業**を目指す

## 【具体的なガス外事業】

- ◇リフォーム事業
- ◇携帯電話/ケーブルTVの代理店
- ◇生保・損保の代理店
- ◇米穀販売・酒類販売・コンビニ
- ◇石油製品販売事業
- ◇ミネラルウォーター宅配事業
- ◇介護ビジネス
- etc

# LPガス販売指針について

(取引適正化・料金情報提供の自主ルール)

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会  
LPガス部会青年委員会

平成27年9月7日



一般社団法人 全国LPガス協会

# LPガス販売指針とは

## 1. 平12.9 初版策定

公正取引委員会(平11.6)より

- ・不透明な料金体系
- ・無償配管の慣行

などの是正指導



・通産省液化石油ガス産業室(現石油流通課)より、平11.10に

「LPガス取引適正化・料金透明化に向けた措置」の通達

(1)いわゆる無償配管の慣行の撤廃について

(2)料金情報の積極的提供について

・日連(現全L協) LPガス販売指針を策定

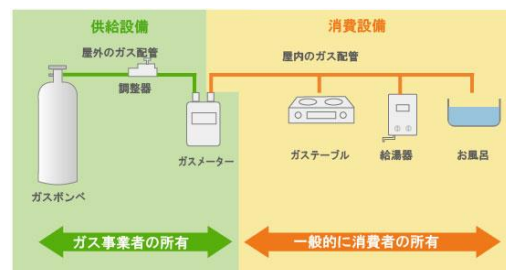
5人の弁護士、2人の大学教授からの答申

請求書

ガス代 ××××円



料金の内訳が  
わからない...



ガスを使用してくれ  
るのなら配管代を  
負担します。

LPガス販売指針

(取引適正化・料金情報提供の自主的取決め)

平成22年4月改訂

社団法人 エルピーガス協会

LPガス販売指針

# LPガス販売指針とは

## 2. 平15. 4 一次改訂

(1) 液石法省令改正(平13. 7)

無断撤去の禁止のルール一化(一週間ルール)

(2) ガス市場整備基本問題研究会(エネ庁)

・料金の情報提供が不十分

・過剰な営業活動の是正 の指摘

## 3. 平22. 6 二次改訂

・特定商取引法改正(平21. 12)

・独占禁止法改正(平22. 1)

## 4. 平成27.3 三次改訂

LPガス販売指針の再度の徹底……理由(なぜ)



LPガス販売指針

# LPガス販売指針の再徹底の理由(わけ)

## 1. 電力・都市ガスの全面自由化への対応

・2016年電力自由化、2017年都市ガス自由化

・・・総合エネルギー企業として

電力会社・・・10社      都市ガス会社・・・207社

特定規模電気事業者(PPS)・・・734社(8/12現在)

◎商社、通信会社、石油会社、ハウスメーカー、  
マンションデベロッパー、LPガス会社、等

### ◎LPガスにも大きな影響

対策：消費者との信頼関係の強化

- (1) 料金の透明化・取引適正化の徹底
- (2) 自主保安・・・LPガス安全応援推進運動(27.4より)
- (3) LPガス需要開発推進運動

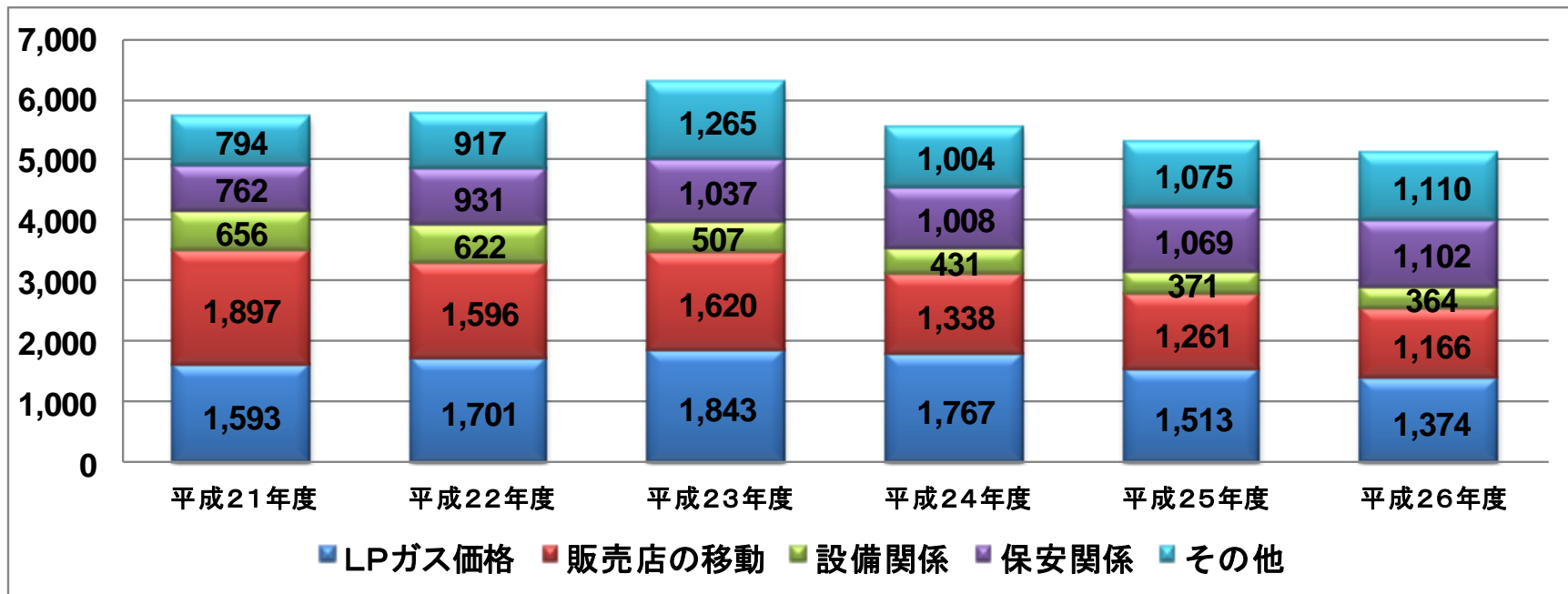


# LPガス販売指針の再徹底の理由(わけ)

## 2. 消費者(お客様)からの苦情・相談

年間5千件～6千件

LPガス価格に関する苦情・相談 全体の約3割



### 【相談例】

料金が不透明(よく分からない)  
他店と比べ料金が  
都市ガスと比べ料

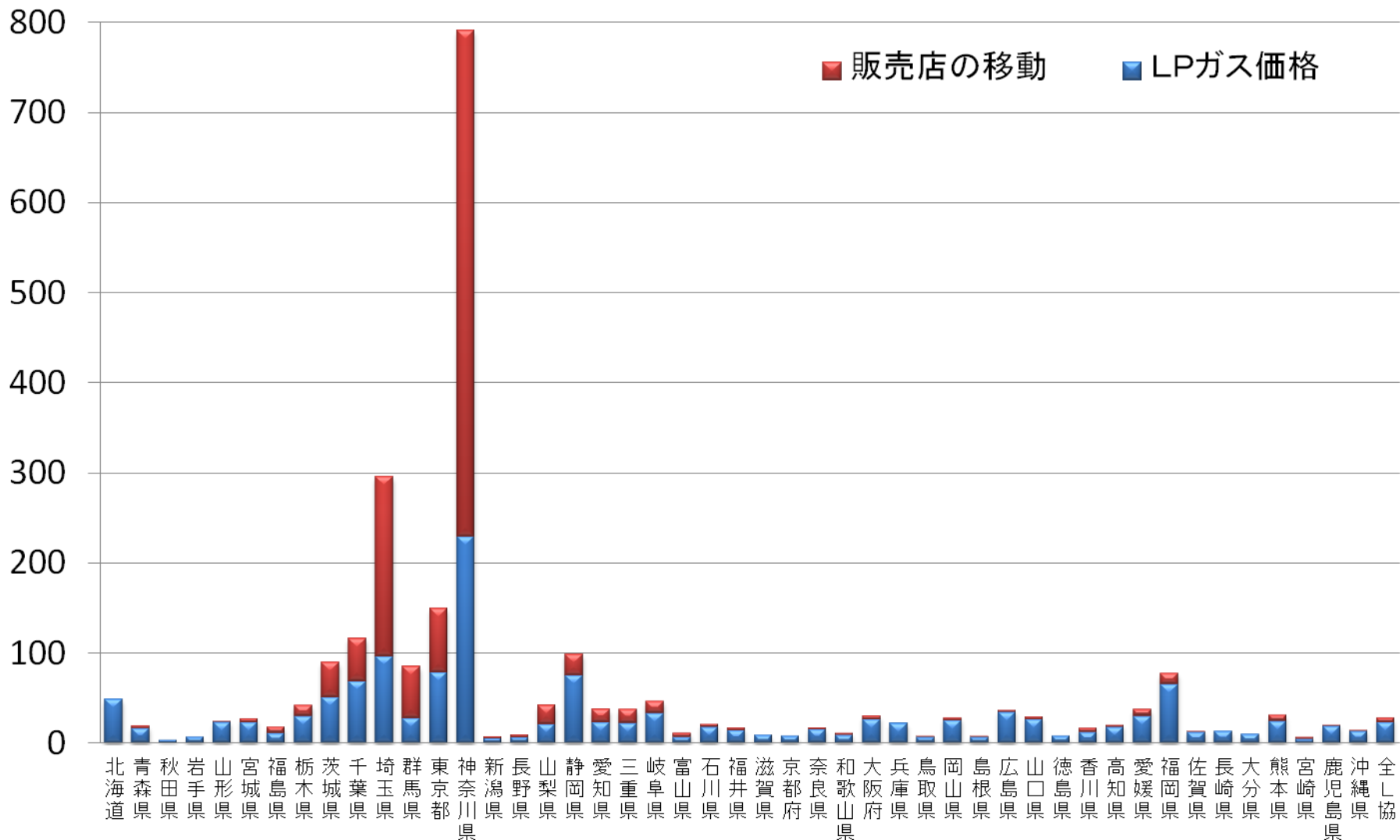


原因:説明不足  
情報提供不足



LPガスに対するモヤモヤ感

# お客様相談所に寄せられたLPガス価格及び販売店の移動の相談件数





会員代表者 各位

一般社団法人全国LPGガス協会  
会長 北嶋 一郎

LPGガス小売価格の透明性・低廉性確保への一層の努力について  
(お願い)

平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画に示されたエネルギー政策の実現に向け、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会(委員長:橋川武郎(一橋大学教授))において、エネルギーの安定供給や価格の低廉化、災害対応能力の強化等の検討が行われ、平成26年7月に中間報告書がとりまとめられました。

この中間報告書の中の「LPGガスの流通合理化と価格の透明化の促進」の項において、LPGガス価格の透明性と低廉化について提言されていることは既報のとおりです。

中間報告書(抜粋)

- ・LPGガス販売事業においては、需要家から価格の透明性の確保と低廉化が求められている。
- ・「エネルギー基本計画」においても、「LPGガスの料金の透明化のための国の小売価格調査・情報提供や事業者の供給構造の改善を通じてコストを抑制することで、利用形態の多様化を促進する」と記載されており、価格の透明性、低廉性を確保するなど、LPGガス販売事業者が消費者から信頼を得られるような企業努力が不可欠である。
- ・一部のLPGガス販売事業者が先進的に行っている、小売価格や標準価格等のHPへの公表、各地域においてどのLPGガス事業者と契約ができるのかの情報のデータベース化と公表などを全国的に広めることにより、価格の透明化と選択肢の拡大による適正な競争の実現を後押ししていく。

この中間報告書のとりまとめ以降の資源・燃料政策の動向等について審議するため平成26年12月25日に開催された総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会(分科会長:橋川武郎(一橋大学教授))において、LPGガスの

市場動向(LPG輸入価格・卸売・小売価格の推移)〈別添資料1〉についての説明があり、これに対し同分科会委員及び分科会長から以下の発言がありました。

(委員発言要旨)

- ・LPGガス輸入価格がかなり下がっている一方で、小売価格は高水準となっており消費者にとっては大きな問題。販売指針の再周知といった取り組みだけで十分なのか吟味が必要。ガソリンや灯油に比べ、LPGガス料金の公開は限定的。ガスシステム改革小委員会では、都市ガスの自由化の際には料金等の情報公開が徹底されると聞いており、LPGガスについても、消費者が事業者を選択できるよう、例えば、価格公表の義務付け、事後の監視といった対策の検討が必要ではないか。
- ・LPGガス価格について、フレート代や為替の影響もあるものの、一般的に卸価格は、サウジCIPに連動するように取引されており、輸入価格と連動して卸価格も下がっている。一方で家庭用の小売価格は地域毎の販売事業者がその地域における様々な状況の中で設定されているものと認識。中間報告書においてもLPGガス価格の透明性の必要性が指摘されており、業界としても真摯に受け止め、LPGガスが選ばれるよう一層の努力が必要。

(分科会長発言要旨)

- ・LPGガス価格について、輸入価格が下落している中で、国内の小売価格が過去最高値を出していることは衝撃的。LPGガスに対する期待が大きい中で、価格を下げられるかどうかは国民の関心事項でもある。規制の導入は反対であるが、業界としてLPGガス料金の見える化を是非進めていただきたい。

こうした状況を踏まえ、経済産業省資源エネルギー庁からも、平成26年2月をピークとして輸入価格・卸売価格が大きく下がる中で、小売価格が同5月に過去最高値をつけて以降、高水準を維持していることに対し、業界としても消費者の理解を得られるような小売価格の透明性・低廉性確保のため一層の努力を払う必要がある旨の指導がありました。

経済産業省等が公表しているモニター価格を基に全L協が独自で作成した表(グラフ)〈別添資料2〉においても、輸入価格・卸売価格の推移と小売価格が大きくかい離した状況が現れています。消費者から見れば、輸入価格

及び卸売価格が下がっているのであれば、その恩恵が小売価格にも還元されて当然であると考えることは言うまでもありません。

こうした消費者にLPガスの販売事業をご理解いただき、信頼を得ていくためにも、小売価格の透明性・低廉性が求められております。このことは、都市ガスの自由化が迫る中で、LPガスが「選ばれるエネルギー」となるために必須であると考えられます。

つきましては、団体会員代表者（都道府県協会長）にあつては傘下会員販売事業者に、直接会員代表者にあつては各々の支店等に対し、小売価格の透明性・低廉性確保への一層の努力と、消費者への小売価格に関する説明責任を果たすようご通知くださいますようお願いいたします。

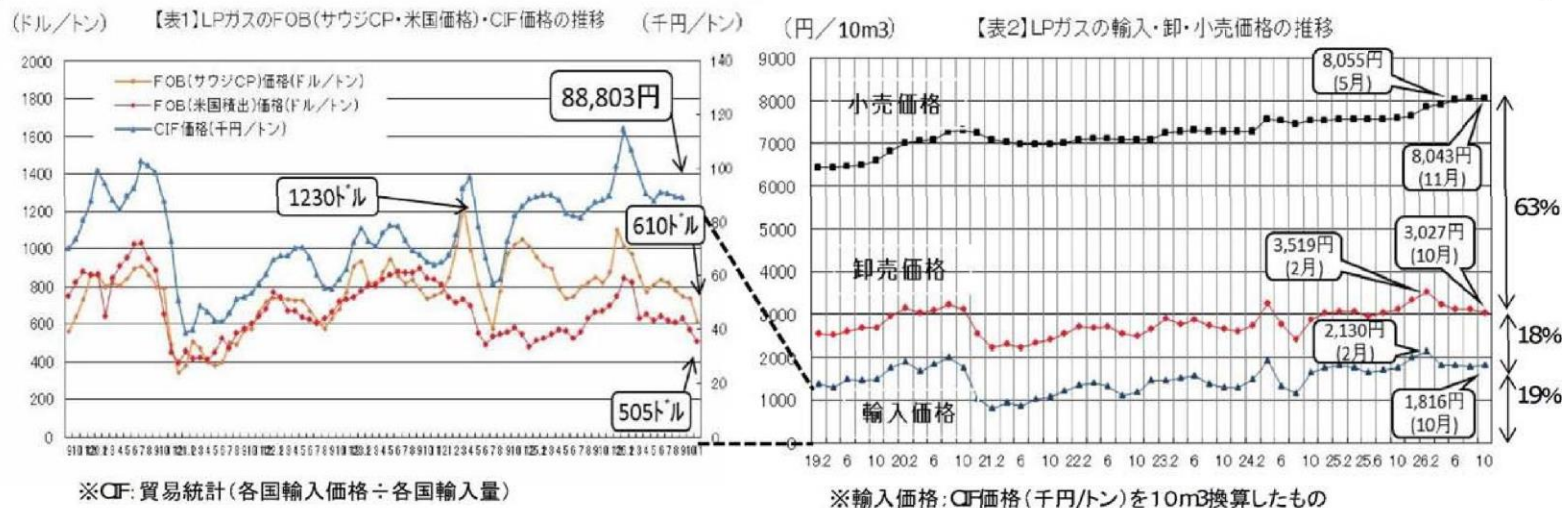
以 上

## 別添資料1

### 1-3. 石油・天然ガスの市場動向（LPG輸入・卸売・小売価格の推移）

○輸入価格は、サウジCPが過去2番目の高値を付けた（平成25年12月）ことやフレート価格の急騰（平成25年1月約39ドル→平成26年6月約130ドル）及び円安の進行を受け本年2月に史上最高値となっている。その後、サウジCPの下落・輸入の多角化等（米国シェール由来LPGの調達増加等）により輸入価格も下落傾向にあり、直近もサウジCP価格が大幅に下落しているため、今後もこの傾向が継続すると見込まれる。

○他方、小売価格については、5月に最高値をつけて以降、高水準を維持している。



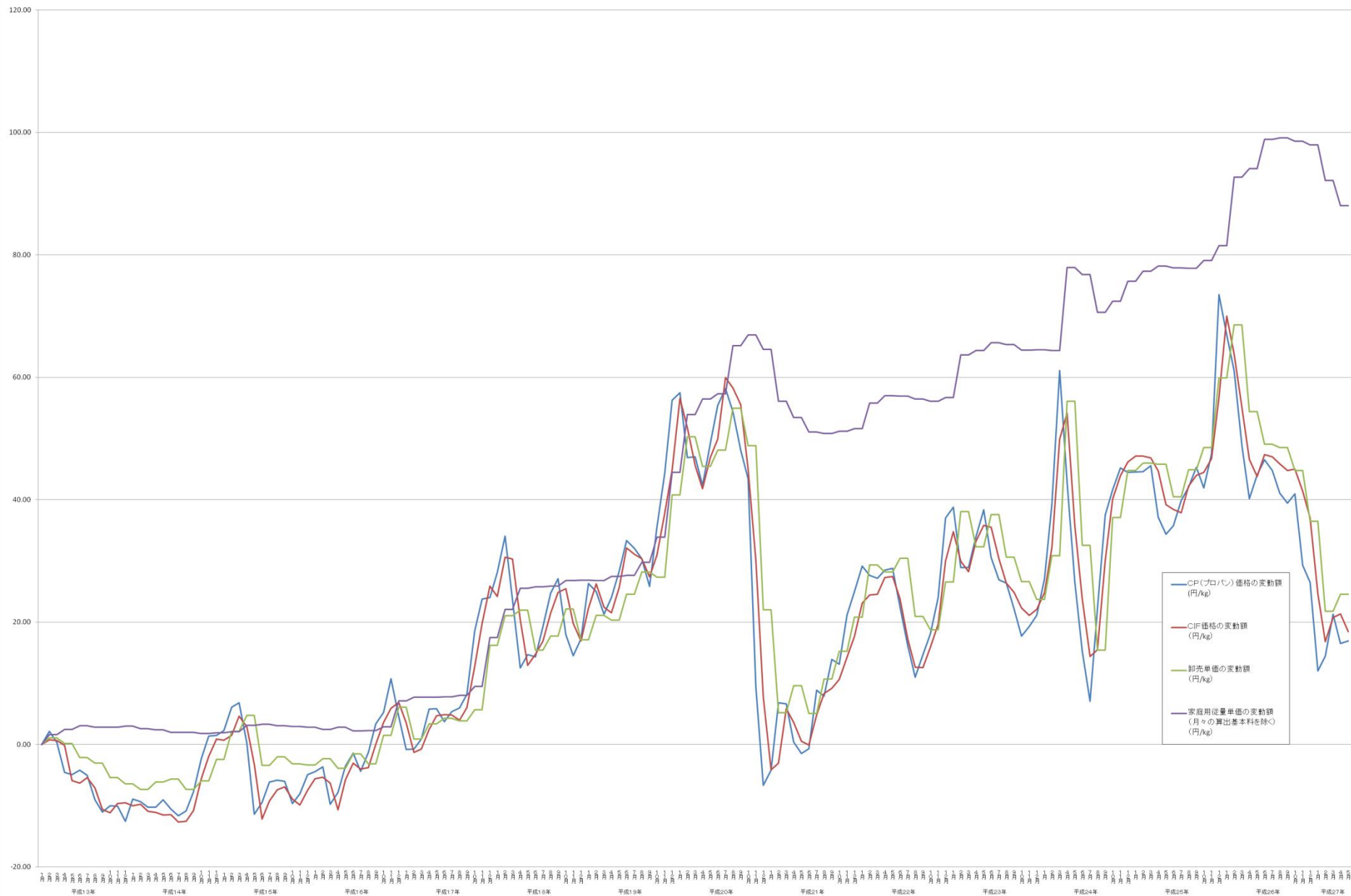
#### VLGCフレート(船賃)価格

	平成25年1月	平成26年6月	平成26年11月
中東～日本	約39ドル	約130ドル	約90ドル
米国～日本 (喜望峰回り)	約93ドル	約312ドル	約215ドル

(出典) 貿易統計、石油情報センター資料、Argus media資料

LPガスの卸・小売業界団体である一般社団法人全国LPガス協会では、エネルギー基本計画や石油・天然ガス小委員会中間報告書を踏まえ、消費者への積極的な料金情報の提供を促すとともに、併せて取引の適正化を図るため、業界の自主的取り決めである「LPガス販売指針」の3度目の改訂と再徹底に取り組んでいるところ。

LPガス従量単価(円/kg)の変動額の推移(平成13年～)





# 総合資源エネルギー調査会 資源燃料分科会報告書(27.7.17公表)抜粋

## (3) 公正かつ透明な市場形成

### ii) LPガス

#### (a) LPガス販売の現状及び課題

・ LPガスの料金については、経営の合理化の遅れや、集合住宅等におけるLPガス販売業者の選択肢の少なさ、需要家の分散による配送コストの高さなどによって需要家から見た小売価格高止まり感の一因となっている。

また、家庭部門のLPガス消費者末端価格については地域毎の販売・配送事情による分散型エネルギー特有のコスト構造による地域間の格差がある。

さらに、前述のとおりLPガスの国際指標が大幅に下落するなか、国内の小売価格への反映については、企業によって反映される時間に大きな差はあるが、輸入価格が十分に反映されていないとの指摘も多い。

資源エネルギー庁委託事業である石油ガス価格調査によると、卸売価格については、2014年2月に3519円と最高値を付けたが、その後の輸入価格の下落を受け本年4月は2608円まで下落。

一方小売価格は、2014年8月に8039円と過去最高値を付けたが、本年6月は、7843円となっており、下落幅は極めて小さい。前述の通り、個々の企業による取組内容に大きな幅があり、平均の数字以上に価格を引き下げている企業もあるが料金体系を公表している事例も少なく、多くのケースでは、小売価格は高止まりしている。

これではLPガスが消費者に選択されず、LPガス業界の将来にとって死活問題になりかねず、災害時に強いLPガスが選択されなければ、我が国全体のセキュリティにも影響を及ぼしかねない。

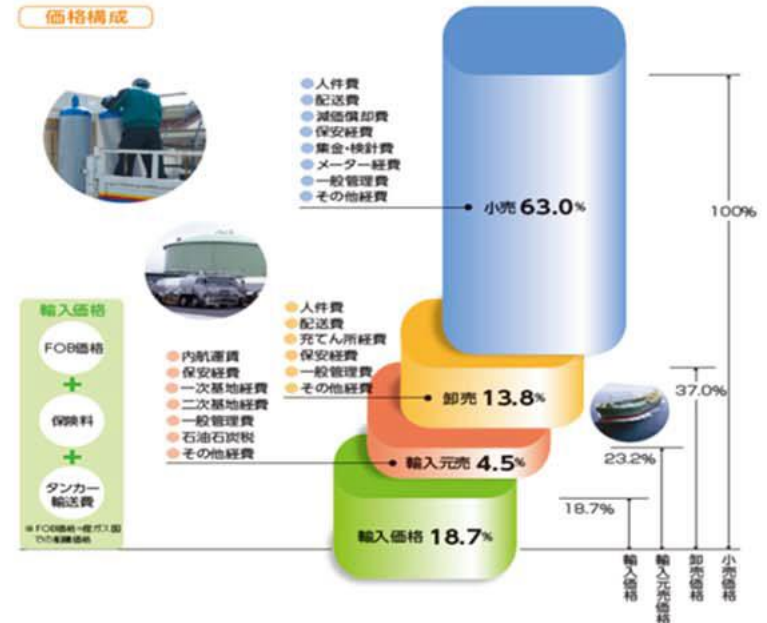
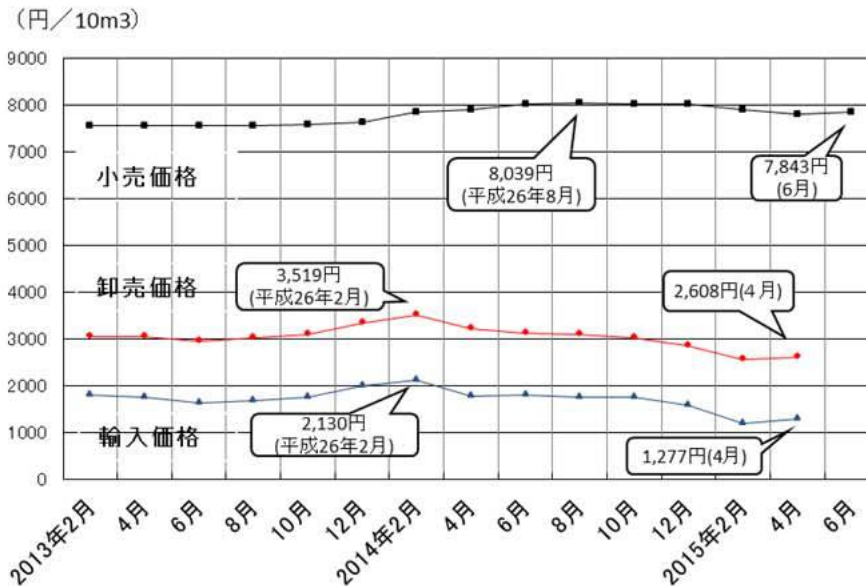
## (b) LPガス販売価格の透明性の向上

- こうした課題を踏まえ、消費者理解の獲得のために、LPガス業界は透明性向上の観点から、業界ガイドラインである「LPガス販売指針」を改定し、液石法に基づく契約時の料金表の交付義務や、特商法に基づく不実勧誘の禁止等の法規制の遵守の一層の徹底が図られている。

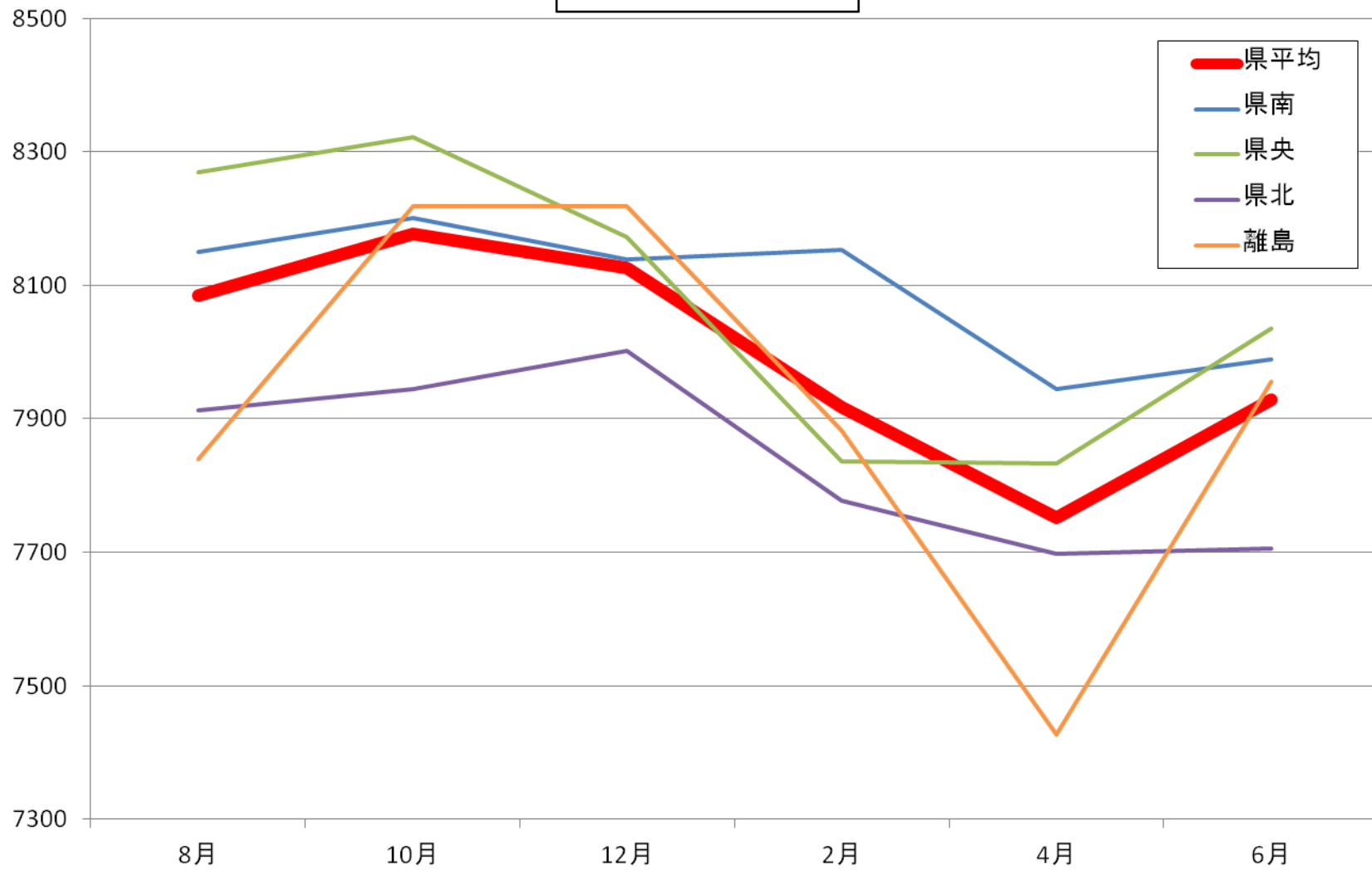
### 【LPガスの輸入・卸・小売価格の推移(再掲)】

### 【LPガスの価格構成】

※各流通段階の利益を含む



# 沖縄県(10m<sup>3</sup>)



平成26年

平成27年

出典:石油情報センター

# LPガス販売指針について

(取引適正化・料金情報提供の自主ルール)

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会  
LPガス部会青年委員会





# LPガス販売指針

## (取引適正化・料金情報提供の自主ルール)

---

### 第1章 総論＜LPガス販売事業者が守るべき5つの原則＞

1. 5つの原則
2. 消費者選択の自由
3. 関係法令の遵守
4. 消費者からの苦情・相談への対応

### 第2章 取引の適正化

1. 勧誘・申込みの適正化
2. 勧誘時の注意事項・禁止事項等
3. 契約の締結

### 第3章 消費配管・ガス機器等の貸付

1. 過去の経緯
2. 契約・解約時の注意事項
3. 消費配管・ガス機器等の取扱い

# LPガス販売指針

## (LPガスの取引適正化・料金情報提供に関する自主取り決め)

---

### 第4章 LPガス販売事業者の変更

1. 解約の通知
2. LPガス料金等の清算
3. 供給設備等の撤去

### 第5章 料金の透明性の確保

1. 料金情報の提供と十分な説明
2. 価格の算定方法
3. 料金情報の積極的な提供

# 第1章 総論

(LPガス販売事業者が守るべき5つの原則)

## 1. 5つの原則

- (1) 消費者のエネルギー選択の自由を尊重すること
- (2) 取引関係(契約の内容と締結)が明確であること
- (3) 継続的・安定的にガスを供給する体制が整っていること
- (4) 保安の確保を不断の努力で全うすること
- (5) 料金算出方法などに合理性があり、消費者に理解されていること

## 2. 消費者の選択の自由

## 3. 関係法令の遵守

## 4. 消費者からの苦情・相談への対応

消費者との信頼関係の向上、顧客満足度の向上のため

## 第2章 取引の適正化

### ◎LPガス販売やガス機器販売は特定商取引法に該当します

「訪問販売」・・・店舗以外の場所で売買契約を締結する販売方法

「通信販売」・・・インターネット、ダイレクトメール、新聞広告等を利用して売買契約を締結する販売方法

「電話勧誘販売」・・・電話勧誘により売買契約を締結する販売方法  
(消費者への十分な説明ができないため、望ましくない)

特商法に基づく適正な販売を行いましょ

### 1. 勧誘・申込みの適正化

#### ◎訪問販売

- ・LPガス等の販売契約はほとんど消費者宅で行うため「訪問販売」に該当
- ・特商法により販売行為を行う

## ◎訪問販売

①勧誘前に、事業者名・勧誘目的の明示

②商品・条件を十分説明、消費者の理解を得る

- 主な説明事項
- i )料金とその算定方法、その他の費用、支払時期
  - ii )保安に関する設備とその費用負担
  - iii )契約期間、中途解約の条件
  - iv )保安業務、サービスに関する事項
  - v )保安に関する責任区分
  - vi )設備の所有関係
  - vii )クーリング・オフ制度

③申込みを受けたとき、申込時書面の交付

その後、契約を締結したとき、契約時書面の交付 が必要

(注意)特商法では2回の書面交付を義務付け

ただし、申込みと契約が同時の場合は、契約時書面の交付のみとなる

## 2. 勧誘時の注意事項、禁止事項

### ・特商法の勧誘規制行為

- ①勧誘に際し、事業者名・勧誘目的等の明示
- ②不実の告知の禁止
- ③重要事項の不告知の禁止
- ④威迫して困惑させる行為の禁止
- ⑤再勧誘の禁止

## 3. 契約の締結

契約の締結に至った場合は、  
特商法と液化石油ガス法による2つの書面交付が必要

- ①液化石油ガス法第14条による書面交付
- ②特商法第5条による書面交付

\* 書面の記載内容がほぼ同様なので、特商法の内容を盛り込んだ  
いわゆる14条書面を交付することでも可能

## 第3章 消費配管・ガス機器等の貸付

◎LPガス設備や機器等を貸与する場合は、以下に注意しましょう。

### 契約時の注意事項

- (1) 消費者又は建物所有者(アパートの大家など)に十分に説明し了解を得ること
  - ①消費配管やガス機器等の「所有権」が販売事業者にあること
  - ②「利用料」がある場合は、その金額及び徴収方法と期間
  - ③解約時の「清算額の計算方法」
  
- (2) その上で、契約書又は14条書面に明記する
  - \* 後日のトラブル防止のために契約書の締結が望ましい
  
- (3) 契約解除の申し出があった場合は、適正な対価で所有権を移転する

## 第4章 LPガス販売事業者の変更

◎解約の申し出があった場合は、消費者の意向を重視し、  
本指針に沿った対応が必要

### 1. 解約の通知

(1)原則、消費者自身からの解約の通知による

(2)委任された場合は、委任状に則って行う。

- ・現販売事業者は、委任状が消費者本人が作成したものであることを確認する
- ・新販売事業者は、委任行為が正当なものであることを証明する

### 2. LPガス料金等の清算

(1)未払いガス料金

(2)貸付配管等の清算(契約書又は14条書面に記載された方法による)



### 3. 供給設備の撤去

◎供給設備の撤去は、現販売事業者が自ら行う

#### (1) 一週間ルール(液化石油ガス法規則第16条第16号)

消費者から契約解除の申し出があった場合、撤去が著しく困難である場合やその他正当な事由がない限り、原則一週間以内に供給設備を撤去する

・撤去が著しく困難である場合とは

- ①小規模導管供給の場合(集合住宅への供給も含む)
- ②業務用への供給の場合(相当規模のもの)
- ③バルク供給による場合 など

・その他正当な事由とは

- ①契約解除の際に清算されるべき清算額(未徴収のガス代、設備貸与料金を含めた清算額)の支払いと供給設備の撤去は同時に履行するとの**契約条項**がある場合
- ②消費者が料金(未徴収のガス代、設備貸与料金等)の支払いを不当に遅らせている場合 など

## (2) 無断撤去の禁止

新販売事業者は、消費者の解約の申し出があつてから、一週間が経過するまではその供給設備を撤去できない

## (3) 供給設備撤去費用の請求

## (4) 同時履行の実施

共に、14条書面や**契約書**に明記されていることが条件

## (5) 買取りの協議

14条書面や**契約書**に基づき、撤去が著しく困難な供給設備の買取り協議

## (6) 保安関係の引継ぎ

## (7) 有資格者による撤去

液化石油ガス設備士の資格者

# 第5章 料金の透明性の確保

## 1. 料金情報の提供と十分な説明

### 料金情報の提供

- ・液化石油ガス法規則により、**第14条書面の関係で「価格の算定方法」の説明を義務付けています**

「価格の算定方法」とは、通達により、その価格の計算方法のこと  
例えば、 $\text{料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} \times \text{使用した量}$

よって、価格の算定方法を盛り込んだ料金表の交付が必要

## 2. 価格の算定方法

消費者にLPガス料金の内容を説明し、理解を得るようにします

### [二部制料金]

基本料金と従量料金の二部構成により設定されている料金制度

基本料金:ガスの安定供給のため固定的に発生する経費で構成

例えば、供給設備(容器・ガスメーターなど)の償却費、賠償責任保険料、設備の点検・調査などの保安費、検針・集金などの管理費用 等

従量料金:ガスの使用量に応じて発生する経費で構成

例えば、仕入代金、配送費、販売の経費 等

### [三部制料金]

基本料金と従量料金の他に、配管・器具等の貸付料金等を設けた料金体系

### [最低責任使用料金]

一定のガスの使用量(最低責任使用量)まで定額とする料金体系

一定量を上回る使用量については、従量料金を加算する料金制度

### [原料調整制度]

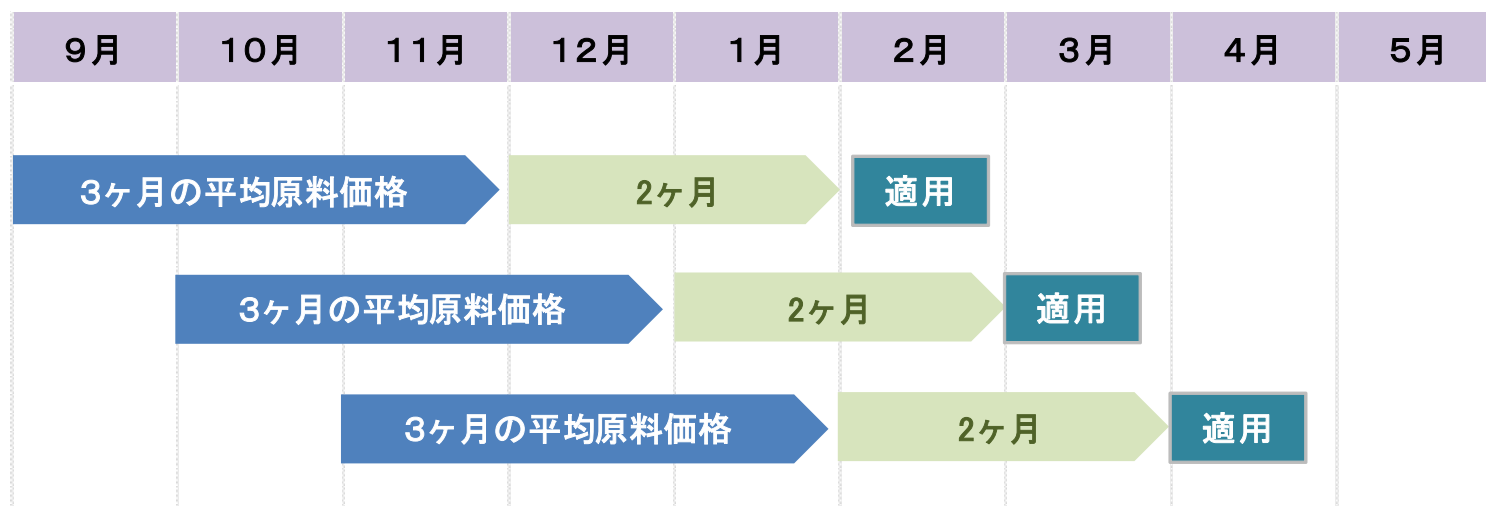
輸入価格や為替レートにより原料費が変動することから、それに併せ一定期間ごとに従量料金を調整する制度

### ■ 原料価格の算定期間とガス料金への反映時期

原料価格の3ヶ月平均値を、中2ヶ月の間隔において、次の1ヶ月分のガス料金に反映します。

貿易統計にもとづく3ヶ月の平均原料価格と、基準となる原料価格(基準平均原料価格)を比較し、その変動分について、あらかじめ定められた算定方法によりガス料金を調整します。

#### 《イメージ図》



### 3. 料金情報の積極的な提供

#### (1) 料金表の作成と交付

- ① 「価格の算定方法」を盛り込んだ料金表を作成し、交付する
- ② 料金水準を定期的に見直し、価格を改定する場合は、事前に料金表を交付し、十分な説明と消費者の理解を得る

#### (2) 情報提供の手段・方法

##### ① 標準的な料金表の備え置き

標準的な料金表を店頭に備え、問合せがあった場合には、その標準的な料金表に基づいて説明しましょう

##### ② ホームページの活用

価格の算定方法や標準的な料金の公表に努めましょう

##### ③ 請求書、領収書に料金の内訳を明示

請求書、領収書に基本料金、従量料金及び設備貸付料などの内訳を記載するよう努めましょう

##### ④ モニター価格調査への協力

石油情報センターのモニター価格調査は経産省の委託事業です

モニター価格調査にご協力いただくと共に、回答に際しては「最も利用者の多い料金表」に基づき回答するよう努めましょう

ご清聴ありがとうございます